

## 令和2年度 第1回 松阪市入札等監視委員会 議事録

|      |  |   |
|------|--|---|
| 開催日時 | 令和2年6月5日(金) 午前10時45分～午前11時50分  |   |
| 開催場所 | 市長応接室、入札室  |   |
| 出席者  | 委員長 楠井 嘉行 (三重大学理事・副学長/弁護士)<br>副委員長 村田 裕 (前 名城大学法科大学院教授)<br>委員 坂本 昇 (税理士)   |   |
|      | (意見書提出時)<br>市長 竹上 真人<br>副市長 山路 茂<br>副市長 永作 友寛  |   |
| 事務局  | 総務部長 松名瀬<br>契約・検査統括担当理事 長野<br>契約監理課長 田中<br>調達担当主幹 柳川   | 検査指導係長 野口<br>検査指導担当主査 大河内<br>契約係長 中西<br>契約係主任 奥 |
| 議題   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和元年度入札制度及び運用に関する意見書」について</li> <li>・市長への意見具申</li> <li>・今年度の開催予定について</li> <li>・次回開催日及び抽出委員の選定について</li> </ul> |   |

| 委員会   | 松阪市 |
|---|-----|
| ● 「令和元年度入札制度及び運用に関する意見書」について (入札室)  |     |
| <p>・「令和元年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日提出する。今回は13回目の意見具申となる。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症がパンデミック(世界的な大流行)の状態となり、欧米諸国をはじめ各国で、都市封鎖や外出制限などが実施された結果、経済活動が停止し、世界経済は大幅に急減速している。日本経済でもリーマンショックの平成21年(2009年)よりも更なるマイナス成長となることが見込まれる事態となり、地方経済も大きな打撃を受け、</p> |     |

|   |  |
|---|--|
| <p>中小企業では資金繰りが急速に悪化し、企業倒産が急増するおそれもある。一方で、公共工事においては、社会の安定維持の観点から継続が求められる事業に位置付けられ、感染症の拡大防止措置として適切な対応を行い、工事の継続に努めているところである。このような状況を踏まえつつも公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性・公平性・競争性・透明性と品質の確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ね、そのとりまとめを意見書として本日提出する。</p>  |  |
| <p>●市長への意見具申 <span style="float: right;">(市長応接室)</span></p>   |  |
| <p style="text-align: center;">委員会</p>  | <p style="text-align: center;">市長</p>  |
| <p>「令和元年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき「最低制限価格と低入札価格調査制度の審査基準割合の引き上げ」、「工事の平準化」、「地域指定工事の方向性」などについて委員長等から説明。(以下抜粋)</p> <p>・最低制限価格と低入札価格調査制度の審査基準割合の引き上げ</p> <p>最低制限価格は、契約の内容に適合した履行を確保するため、その設定を認めており、本市では低価格の落札（ダンピング）を防止する観点から、国が定める低入札価格調査における基準価格の設定範囲を準用し、予定価格の10分の8.5～3分の2と範囲を定め、工事はその上限である85%で設定している。</p> <p>また、当委員会が以前から審議してきた低入札価格調査制度は、最低制限価格をわずか</p> | <div data-bbox="826 1099 1382 1514" data-label="Image"> </div> <p>今年は特に新型コロナウイルスの影響で景気後退などが大きな要素である。</p> <p>急激な収入減少で特に個人事業主の方々に影響が出ている。「緊急交付金」の貸付制度の相談や申請が急激に増えている。リーマンショック時に比べると幾つかの制度の構築やセーフティーネットが充実してきている。</p> <p>融資の関係では、飲食業やサービス業のたくさんの方が相談に来ている。商工会議所など</p> |

でも下回る入札を一律に失格とし、場合によっては予定価格周辺で応札した業者との契約を余儀なくされる入札手続きの不合理性を補完する目的で、平成 26 年度から設計金額 1 億円以上の工事を対象として試行導入されているが、土木関係工事の落札率が審査基準の下限値（75%）付近まで低下し、下限値付近で同価格の応札が集中してきている状況があり、品質確保という点で本市が維持してきた最低制限価格の 85%との関係について、調整につきまして、検討すべきであると提言してきたところである。そのような中、昨年、松阪市議会からも入札制度についての調査結果に基づく意見書や松阪商工会議所建設部会より工事等入札制度に関する提案・要望書が提出され、最低制限価格の引き上げ、再構築について、また、低入札価格調査制度についてはダンピングを助長する制度として廃止を要望する意見が記載されていた。これらの意見書が提出されたことを当委員会としても重く受け止めるところである。

県内各市における平均落札率の比較であるが、平成 30 年度においては本市が最も低い数値となっており、本市における平成 18 年度から令和元年度の平均落札率の状況は 85%付近に集中しており、国の働き方改革や担い手 3 法の改正などで「適正な予定価格の設定による適正利潤の確保」や「低入札価格調査制度に係るダンピング受注の排除」などを示しており、他市との均衡や落札状況、公契連モデルや三重県モデルも参考にしながら、本市が分析した結果とあわせて最低制限価格を引き上げる方向とするのも有力な方法である。しかしながら、仮に最低制限価格を引き上げるとしても、新型コロナウイルスの状況も含めて、目下の経済情勢下では、市内の事業者等への施策等の優先度もあり、引上げ時期や引き上げ率とその根拠を明確にしたうえでの対応が求められるところである。

は「持続化給付金」の相談で慌ただしい日々である。このサービス業に次いで相談が多いのは、建設業である。

新規の住宅着工であるとかリフォームなどの着工件数が減っている。これから更に不況の波が全産業を覆うと予想される。国や県と連携し、いかに支援していくのか考えるところである。

こうした中で本日、提出された意見書において、松阪市の平均落札率を見ると他市に比べて低いのがわかる。

昨年度も、「最低制限価格」や「低入札価格」に関して意見があった。第三者機関からの意見をいただくことは非常に重要であり、更に我々も研究をしていくうえで皆様方とどのようなやり方がいいのか研究したい。

県内の他市と同じというわけではないのだが、あまりにも離れている。しかし、どれが正しいのか、適正なのか。財政の話になるが、財政上の役割の中の一つが景気の調整。不景気になるとそれなりに公共工事が発注される。いずれにしろ、地域の生活基盤を支えている建設業は地域市民が安心して生活ができ、地元業者の体制づくりが災害時などに動いていただける体制が実現できるように、更に委員の皆さんと研究させていただきたい。よろしくお願ひします。

次に、最低制限価格に深く関連性のある低入札調査制度による入札の状況は、土木一式工事、建築一式工事あわせて15件発注しているが、これまで当委員会でも課題として注視してきた審査基準割合の最低ラインの75%付近に同価格による応札額が集中するといった事案は現在も続いている。当制度については、継続して注視していく必要があるが、最低制限価格を引き上げる場合には同時に審査基準割合の引き上げも検討すべきと考えるが、目下の経済情勢下であるので、引き上げ時期や引き上げ率とその根拠を明確にしたうえでの対応が求められると考える。

#### ・工事の平準化について

昨年も「債務負担行為の積極的な活用」「速やかな繰り越し手続」の実施による工事平準化の早期着手を具申した。令和元年度の第1四半期の発注は増えており、第4四半期は減少傾向が見られる。平準化が進んでいるように思うが、10月の消費税増税に鑑み、本市の方針として年度当初から発注を前倒しで行った結果と考えられ、必ずしも工事平準化が進んだわけではないと分析している。今後においても平準化への取り組みを継続的に実施していくこととし、発注者・受注者双方がメリットを享受できる工事平準化を目指すことを期待したい。

#### ・地域指定工事の方向性について

地域指定型の発注基準は、市町合併時に「飯南飯高管内」「嬉野三雲管内」「本庁管内」の3つに区分し、土木一式工事のみ継続している。当委員会でも毎年競争性の確保について審議を続けているが、地元業者育成・保護という観点もあり継続実施されている状況。

昨年度、飯南飯高管内の住民協議会及び自治連合会代表者から、地域指定要件が該当す



本市の道路網を見ると166号線の幹線道路がある。一昨年、飯南町において約半年完全通行止めとなり迂回をしなければならない状況となった。徒歩や自転車で通っていた生徒もスクールバスで迂回し通学しなければならない大変な状況だった。以後、片側交互通行となっても交通渋滞が発生していた。

現在、大河内町地内で土砂災害の影響で片側交互通行である。特に災害案件は、如何に早急

る工事の中で災害復旧工事に限り、設計金額の上限（1,500万円）の撤廃についての要望書が市長に提出されている。飯南飯高管内の地域指定工事は、参加業者が少なく競争性の確保について注視してきたところであるが、要望通り撤廃した場合、昨今の自然災害の規模が大きくなってきていることや件数も多くなっていることから、地元業者だけで対応することについては不安が残る。

飯南飯高管内だけ上限を撤廃することは、他管内との整合性が取れないことも問題があり、他管内の調整を含め検討されたいと考えている。

・インセンティブ型入札について

インセンティブ型入札は、当委員会でも継続的に審議を行い、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、工事評定点や災害対策などへの貢献度を入札条件とした制度で平成29年度から試行導入している。令和2年度も前年度以上の発注を期待する。

新型コロナウイルス感染症の影響が世界経済だけでなく日本経済に大きな影響を及ぼしていることから、建設業界をはじめ各界の事業主の多くも減収、減益となり事業の継続が困難な状況も見受けられる。しかし、地域住民の安全安心な生活を支える地域の建設業界が衰退しないような対策も同時に考えていくべきところにきていると考える。近年の自然災害の大型化、多発傾向から、災害復旧工事の早期着手や地域社会資本の整備を担う地域建設業界の企業力を高めていくことも必要なことである。本意見書が、より適正な入札及び契約業務の制度確立を目指す上で十分検討し役立てられることを期待する。

に復旧対応していただけるかが重要。

例えば、指名競争入札で即座に対応していただけることも一つで、市内全域の災害案件に関しては、入札方法を研究していく必要があると考えている。

インセンティブ型入札については意見書にあるように令和元年度よりも発注件数を増やしたいと考えている。

頑張っていたいただいた業者が報われることが重要である。

（その他）

建設業界全体の懸念としまして、高齢化が進んできており、若年層が土木建設業界への就職を敬遠する状況というのを耳にすることが多い。地域建設産業が衰退してしまい、いざという災害時の対応が出来ないという事態を招きかねないことが危惧される。本日意見書を頂いた内容も含め研究をしていかなければならないと考えている。

|   |  |
|---|--|
| <p>(その他)</p> <p>我々も、皆様方と討議し更なる研究を重ねていきたいと思えます。よろしくお願ひします。</p>   |  |
| <p>●今年度の開催予定日について (入札室)</p>   |  |
| <p>・定例会議は、7月27日(月)(抽出対象:4月~6月)、10月14日(水)(同:7月から9月)、1月27日(水)(同:10月から12月)、3月23日(火)(同:1月から3月)に開催することを確認。</p> |  |
| <p>●次回開催日程及び抽出委員について</p>  |  |
| <p>・次回開催日については、令和2年7月27日(月)9:30からとする。</p> <p>・抽出委員は村田委員とする。</p>   |  |